

◎国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第二七号)

一、提案理由 (平成一九年三月一六日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

平成十六年に成立した年金制度改正法においては、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げることとされております。

この法律案は、これを踏まえ、平成十九年度以降における基礎年金の国庫負担割合を引き上げるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

基礎年金の国庫負担割合について、現行の三分の一に千分の二十五を加えた割合から、平成十九年度以降は、三分の一に千分の三十二を加えた割合に引き上げることとしております。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成一九年三月二七日)

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成十九年度以降は、三分の一に千分の三十二を加えた割合に引き上げることとするものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日に柳澤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日に質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十六年の年金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までの間に二分の一に引き上げることとされていることを踏まえ、平成十九年度以降における国庫負担の割合を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、基礎年金の意義、国庫負担割合引上げの見通し、基礎年金の

財源の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。